

／みんなの／

No.26

人権ハンドブック

マジョリティ特権

— 気づこう、知らないうちに手にしている特権に —

わたしはマジョリティ？マイノリティ？

社会はさまざまな人で構成されています。

私たちは、自分の属する属性によって、あらゆる場面で「マジョリティ」と「マイノリティ」に分かれ、その間に不平等が生じてしまっている場合があります。

右図にたくさんある属性のほんの一部を示しましたので、自身がどちらに当てはまるか考えてみてください。



マジョリティ (社会的多数派)



数の多さだけでなく、社会の中でよりパワーを持っている側

例：男性

障がいがない

日本国籍

被差別部落出身でない

異性愛 など

マイノリティ (社会的少数派)



数の少なさだけでなく、社会の中でよりパワーの小さい側

例：女性

障がいがある

外国籍

被差別部落出身

同性愛 など

自動ドアで考えてみよう

マジョリティ特権って??

今の社会の構造や制度、慣習などはマジョリティにとっての「ふつう」や「あたりまえ」が前提となっていてしまっています。

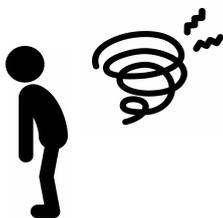
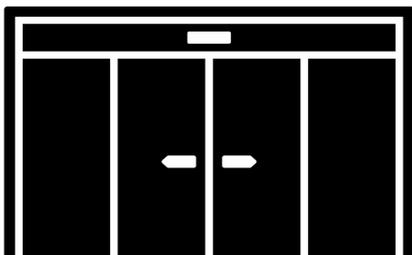
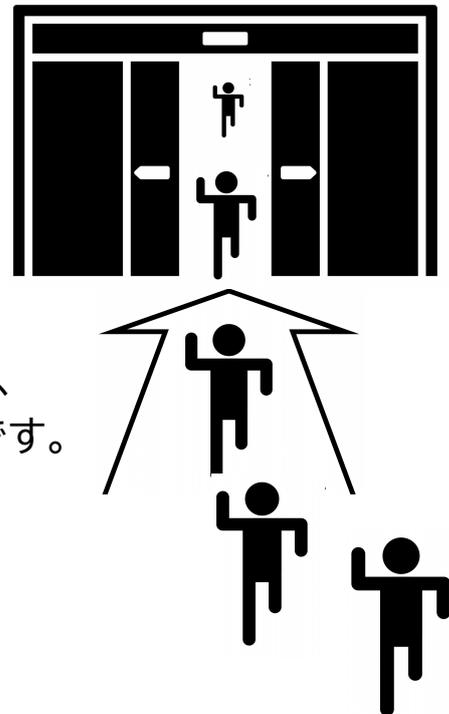
このたまたまマジョリティ側に生まれてきた・属していることで自身が努力しなくても自動的に与えられている優位性を「マジョリティ特権」といいます。

わかりやすいように「自動ドア」を例にしてみましょう。

わたしたちが日常生活を送っていく、また、人生を歩いていくその途中には、社会の構造や慣習という目に見えない「自動ドア」が存在しています。

自動ドアは人が前に立つと、センサーが反応して扉を開く便利なものです。すべての人に等しくセンサーが反応すべきところが、マジョリティ側の人にしか反応しない、これが特権です。

マジョリティ側の方は、扉が自動で開くのでなんなく前へ進んでいけますが、マイノリティ側の方は、扉が自動では開かないので自分でなんとかして開いていかなければなりません。



マジョリティ側の方は、あまりにも自然にドアが開くので、ドアの存在にすら気付いていないこともしばしばです。このため、マイノリティに対する是正措置や支援があると「逆差別」、「優遇されている」という考えをもってしまうことがあります。

一方、マイノリティ側の方は、ドアの存在によって不便や困難を経験しますので、その存在を認識していて、すいすいと進む人たちと自分との違いに苦慮していることがあります。

「あたりまえ」だと思っていたことが実は…
例えば、こんなこと。

言われてみれば
当てはまることが
いっぱい！！



マジョリティ特権の例

階段しかない駅でも
移動に困らない

多言語表記の字幕や副音声がない
でも動画が見れる

異性が恋愛対象で
結婚ができる

身分証明書の性別欄を
誰かに見られても困らない



入口の段差の有無を
気にせず訪れる
飲食店を自由に選べる

結婚や就職の際、
出身地を調べられたら…
と心配しなくてもよい

社会を変えるきっかけは…

マジョリティ側の差別に対する当事者意識はまだ薄く、
マイノリティ側が差別をなくそうと声をあげていても、非難
されてしまうといったこともあるのが現状です。

まずは、**マジョリティ側が普段意識することもない自身の
特権に気づくことが大切**です。日常の中の出来事から視点を
変えて考えてみましょう。「これって特権かも!？」と思い
当たるものはありますか? そう気づいたら、その特権に
よって不利な立場に立つ人がどんなことに困っているのか
思いをめぐらせてみましょう。

それが**社会の差別の構造を自分事として捉える**ことにつ
ながります。

すべての人がお互いの権利を尊重し、支え合っている、
そんな素敵なまちの実現への近道は、マジョリティ側の
意識が変わることです。

みんなで人権が尊重されるまち、伊勢市にしていま
しょう。





ご存じですか？

差別をなくしていくための法律
多様性への理解を促すための法律



それぞれの法律が大切にしていることを
正しく理解して、差別をなくしていきましょう。

障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止
- 障がいのある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）と感じていることをその状況に応じて取り除いていくこと（合理的配慮の提供）

ヘイトスピーチ解消法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

- 外国にルーツがあることを理由にした不当な差別的言動を行うことは許されないこと
- 国民は、差別的言動のない社会の実現に努めること

部落差別解消推進法 (部落差別の解消推進に関する法律)

- 部落差別は許されないものであること
- 国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現すること

LGBT理解増進法

(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)

- 性的指向（どの性別を好きになるか、ならないか）及びジェンダーアイデンティティ（自分の性をどう認識しているか）の多様性に寛容な社会を実現すること



各法律の詳細は市ホームページへ



LGBT以外



LGBT

伊勢市人権施策推進協議会

事務局:伊勢市人権政策課

伊勢市岩渕1丁目7番29号

☎ 0596-21-5545